

ナッジ理論を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る情報発信 業務仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策の徹底のため、人々の行動を強制ではなく自然な形で誘導するための行動経済学の一つである”ナッジ理論”を活用した、新型コロナウイルス感染症対策に資する企画の作成・発信を行い、県民一人ひとりの意識変容や行動変容を促し、県民一丸となった感染症対策に取り組むもの。

2 業務名

ナッジ理論を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る情報発信業務

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に資する、ナッジ理論を活用した意識変容・行動変容を促すための情報発信
 - ア ナッジ理論を活用した意識変容・行動変容を促すための企画の検討
 - イ 意識変容・行動変容を促す対象者への発信方法の検討及び情報発信の実施

5 訴求対象及び訴求内容

- (1) 訴求対象
 - ア 新型コロナウイルス感染症情報を新聞やニュースといった既存メディアから積極的に取得していない方（若年独居世帯など）
 - イ 感染症対策や新しい生活様式の実践をしていない方
 - ウ 感染症に対しての当事者意識が不足しており、能動的な感染症対策を行っていない又は対策が徹底されていない方
 - エ 感染症対策に緩みが生じている方
- (2) 訴求内容

新型コロナウイルス感染症対策や情報収集を積極的に行っていない方が、自発的な感染対策を行うための後押しとなるよう、“ナッジ理論”を活用して意識変容・行動変容を促す。

6 業務の仕様に関する事項

事業目的を達成するため、下記の内容を踏まえた企画を提案すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に資する、ナッジ理論を活用した意識変容・行動変容を促すための情報発信

ア 情報発信する内容及び対象について下記の通り示す。ただし、発信内容及び対象は、本県の感染動向や発信時期における時事的内容に依存するものであり、変更がありうるものとする。

○ 情報発信内容及び対象

1. 感染が拡大している地域等との往来の自粛

〔内容〕

緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との不要不急の帰省・旅行等の自粛や、感染が拡大している地域等との往来を慎重に判断するよう意識変容・行動変容を促すもの。

〔対象〕

岩手県外に家族・親戚等が居住している県内在住の方や、県外への移動を検討している方。

2. 基本的な感染対策の徹底

〔内容〕

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の徹底するよう、意識変容・行動変容を促すもの。

〔対象〕

重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方及び幼稚園・保育所・小学校に通う子どもと同居する家族

3. 職場の感染対策

〔内容〕

下記の感染対策の実施について、意識変容・行動変容を促すもの。

- ・ 従業員の健康状態の記録や体調不良時の医療機関の早期受診の実施
- ・ 執務室のほか、休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など従業員が利用する場所における感染対策の実施

〔対象〕

労働者及び事業所経営者（事業所管理者等を含む）。

4. 飲食店の利用における感染対策

〔内容〕

飲食店経営者が業種別の感染対策ガイドラインを遵守するよう意識変容・行動変容を促すもの。また、利用者が各店舗で実施している感染症対策の取組への協力や飲食時の感染対策を実施するよう意識変容・行動変容を促すもの。

〔対象〕

飲食店利用者、飲食店経営者

イ アに示す内容を発信するために企画するコンテンツ及び成果物について、下記の通り示す。

○ 企画コンテンツ及び成果物

1. SNS 広告

ナッジ理論を活用した SNS 広告を作成し、SNS 利用者の居住地や性別、興味のあるコンテンツなどの属性から対象を絞ったターゲット広告を行うとともに、広告からのランディングページにて感染対策や行動変容に係る情報発信を行う。

[成果品]

SNS 広告及びランディングページ

2. 事業所や店舗等で利用できる素材データ

感染対策への行動変容を促すフリー素材（机やドア等に設置するシール等）の電子データを作成し、上記ランディングページまたは県 HP 上に公開する。このとき、事業所や店舗等での素材利用により行動変容を促すもの。なお、県 HP への公開とした場合は委託者が公開作業を行うもの。

[成果物]

素材データ（電子データ）

なお、企画コンテンツの情報発信対象者には「5（1）訴求対象」に示す者も含まれるものとし、情報発信内容によっては、委託者と協議のうえ、イに示すコンテンツのいずれかのみの実施としてもよい。

イ 企画の検討・作成は、ナッジ理論の専門家（環境省 日本版ナッジユニット連絡会議 有識者委員、東京国際工科専門職大学 齋藤 長行 教授）の監修のもと行うこととし、監修に要する経費の相手方への支払いについても本事業に含めること。（参考：県の委員会及び附属機関の委員等の報酬・報償費単価は日額 9,600 円であるところ。）

ウ 企画の検討・作成に当たっては、委託者、受託者、専門家で内容を協議する場（以下「企画会議」という。）を設けることとし、企画会議にて企画の検討、最適化を図ること。なお、県内の感染動向については、委託者から個人の特定などが発生しない範囲で情報提供する。また、企画会議は委託者が主催するものとする。

エ 動画による情報発信を企画のコンテンツとする場合は、動画を投稿する媒体の特性に合わせた動画時間、編集とすることとし、知事は出演しないものとする。

(2) 作成コンテンツの周知

5（1）に示す訴求対象及び 6（1）アに占めず各情報発信内容の対象者のほか、感染が拡大している層にも周知すること。

6 成果品

次の成果品を納品等し、検査に合格すること。

(1) 仕様書の定めたコンテンツ等

別に定める成果物納品書の提出及び SNS 広告の配信又は素材データの公開をもって納品とする。ただし、情報発信前にサンプル等を委託者に提出し、確認を受けること。

(2) 運用文書

本業務の運用に係る文書を作成し、事業が完了したときは事業完了報告書（様式別途指定）とともに紙媒体で1部納品すること。

(3) その他

上記のほか、必要な書類の提出を求めることがあること。

(4) 納品場所

岩手県保健福祉部健康国保課（岩手県庁9階）

電子媒体の納品方法については別途指定すること。